

20211020 版

帯広慈恩の里  
事故発生防止の指針

承認年月日	作成者	承認者

## 1. 目的

利用者の安心・安全・快適な生活の場を提供するため、事故防止活動を継続的に取り組みます。そのため、組織全体で安全管理体制を整備するとともに職員のリスクマネジメントに対する意識、知識、技術の習得に努めます。また、事故が起きた場合は誠実な対応と積極的な情報提供に努め、再発防止策を講じ、利用者、家族との信頼関係を構築します。

## 2. 帯広慈恩の里は、利用者と安全と安心のために次のことを行う。

- (1) 指針及び安全管理体制を必要に応じて見直す
- (2) リスクマネジメントに取り組む組織づくり
- (3) リスクマネジメントの専門性を高めるため、定期的な研修を開催する
- (4) 利用者、家族との信頼関係構築
- (5) 安全対策担当者を定め、リスクマネジメントの知識、技術を有する者の人材育成

## 3. リスクマネジメント委員会（以下委員会）の設置

### (1) 委員会の開催

原則、1か月に1回開催する。また、重大事故が発生した場合等、必要に応じて臨時に委員会を開催する

### (2) 構成委員

委員会は施設長、安全対策担当者、介護職、看護職、相談員等の多職種で構成され、安全対策担当者は委員会の中心的な役割を担う。

### (3) 委員会の役割

- ①施設経営計画に基づいた委員会活動計画を示し、職員へ周知
- ②安全管理体制の整備、安全に関する推進活動
- ③利用者の安全に関する情報収集、実態調査
- ④リスクマネジメントに関する最新情報を職員へ周知
- ⑤事故（ヒヤリハット）報告の集計、分析及び改善策を職員へ周知徹底を図る
- ⑥施設経営計画に定められた研修会を開催する
- ⑦身体拘束廃止及び虐待防止に関することを検討、改善に向けて取り組む
- ⑧必要に応じて継続的にマニュアルを見直す

### (4) 記録の作成、保管

- ①委員会を開催する場合は、事前に報告、検討内容等の要点をまとめた議案書を作成
- ②委員会を開催後、検討結果等は要点をまとめ報告書を作成し、全職員へ周知する
- ③委員会報告書は、施設長及び各部門長に決裁を仰ぎ、承認を得た報告書を保管する

## 4. 職員教育

- (1) 事故発生防止に関する研修会（年2回以上）の開催
- (2) 身体拘束・虐待防止に関する研修会（年2回以上）の開催
- (3) 新採用職員への教育は採用時オリエンテーションで（1）（2）に関することを役

職者より説明する

(4) 外部研修に積極的に参加し、フィードバック研修を開催

(5) その他、職員への必要な教育、研修

## 5. 介護事故等の報告について

### (1) 事故報告書について

①重大事故等が発生した場合は直ちに施設長に口頭で報告し、施設長は保険者に一報を入れる。

②事故に該当する事象が発生した場合は報告書を作成し、施設長及び全部門に周知徹底を図る。

③再発防止策を施設内で情報共有し、同様の事故が起きないように徹底を図る

④再発防止策の徹底状況等について、ユニット会議等で確認する

⑤提出期限は事故発生状況、改善策をすみやかに周知するため、原則として24時間以内の提出とする

### (2) ヒヤリハット報告について

①ヒヤリハットに該当する事象が発生した場合は報告書を作成し、ユニット内で情報共有し、事故に繋がらないようにケアを工夫する。

②ユニット会議等においてヒヤリハットの分析、検討し、結果を職員へ周知する

③提出期限は事故報告書と同様とする

### (3) 行政への報告について

①別紙参照（事故報告書の取り扱い）に従って、該当部門・ユニットが報告書を作成する。

②管理職が確認、修正後、理事長の承認を得る

③理事長の承認後、報告書を保険者（十勝総合振興局、帯広市等）に提出する

## 6. 事故発生時の対応

(1) 緊急時対応マニュアル参照

(2) 利用者の安全確保又は医療機関への受診後、事故報告書を作成

(3) 保険者への報告が必要な場合は5（3）の手順に従って作成

(4) 損害賠償の必要性が生じた場合は当施設の加入する損害賠償保険で対応

## 7. 指針の閲覧について

本指針は入所者及び家族の求めに応じ施設内にて閲覧できるようにする

## 8. 介護事故等に関する苦情

介護事故等に関する苦情は、当施設の苦情解決システムに従って対応する

## 9. その他の介護事故防止の推進活動

苦情・相談体制（顧客満足度調査等）を活用し、利用者・家族の声をサービスに反映し、改善に向けて取り組む